【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出日】 2025年4月24日

【計算期間】 第1期(自 2024年1月29日 至 2025年1月29日)

【ファンド名】 野村ホールディングス社債/システマティック・グローバル・マクロ戦略

ファンド2401

【発行者名】 T&Dアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田中 義久

【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目36番7号

【事務連絡者氏名】 富岡 秀夫

【連絡場所】 東京都港区芝五丁目36番7号

【電話番号】 03-6722-4813

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は 以下の通りです。

ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式 債 券	インデックス型
	海外	不動産投信 その他資産	特殊型
追加型投信	内 外	資産複合	(条件付運用型)

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	特殊型
株 大中労 般 大中労 般債 で が が が が が が が の が が の が が の が が の が の が の が の が の が の の の の の の の の の の の の の	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) その他	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア アセアニア 中南米 アフリカ 中近東(ウング	ありなし	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型/ 絶対収益追求型 その他

<商品分類の定義>

単位型投信

当初募集された資金がひとつの単位として信託され、その後の追加設定が一切行われないファンドをいいます。

海外

目論見書または信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または信託約款において、株式・債券・不動産投信(リート)・その他資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型(条件付運用型)

目論見書または信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるい は運用手法の記載があるものをいいます。

<属性区分の定義>

債券・社債

目論見書または信託約款において、企業等が発行する債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本を含む)

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨 の記載がないものをいいます。

条件付運用型

目論見書または信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。 商品分類 および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (www.toushin.or.jp)をご参照ください。

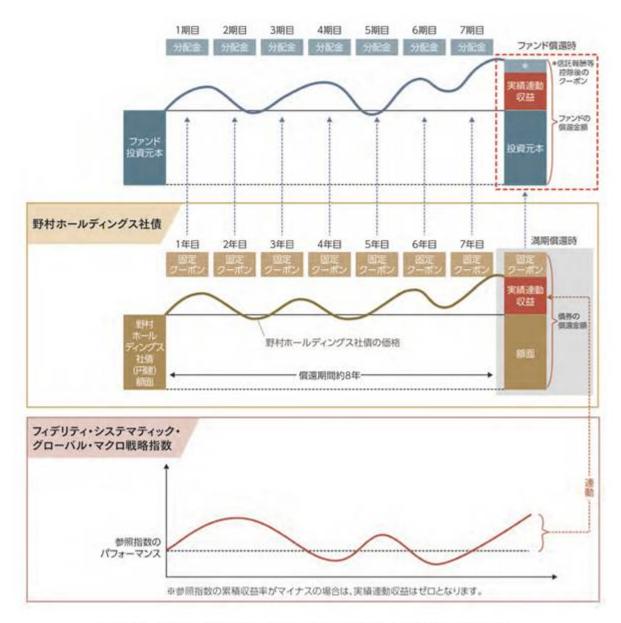
ファンドの特色

- ●野村グローバル・ファイナンス株式会社が発行する円建債券*¹(以下「野村ホールディングス社債」または「当該社債」ということがあります。)に投資し、設定日から約8年後のファンドの償還価額について、元本*²確保を目指します。ただし、投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保ができない場合があります。また、信託期間中にファンドを解約した場合やファンドが繰上償還された場合等には、換金価額や償還価額が元本を下回る場合があります。
 - *1 野村グローバル・ファイナンス株式会社が発行し、野村ホールディングス株式会社による保証が付されます。
 - *2 購入時手数料は含みません。
- ●野村ホールディングス社債の組入比率は、高位とすることを基本とします。また、満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。
- ●野村ホールディングス社債においては、固定クーポンと参照指数*3の累積収益率により 決定される収益(以下「実績連動収益」ということがあります。)が支払われます。なお、 固定クーポンは毎期一定水準支払われ、実績連動収益は野村ホールディングス社債 の満期時に元本および固定クーポンとともに支払われます。
 - *3 参照指数は、フィデリティ・インターナショナルの助言を基にノムラ・インターナショナルplcが構築 する指数(以下「フィデリティ・システマティック・グローバル・マクロ戦略指数」ということがあり ます。)です。
- ●実績連動収益は、フィデリティ・システマティック・グローバル・マクロ戦略指数の累積収益率に基づき決定され、累積収益率がマイナスの場合は、実績連動収益はゼロとなります。
- ●フィデリティ・システマティック・グローバル・マクロ戦略指数の実質的な投資対象は、 グローバルの株式先物、債券先物および対米ドルの為替取引*4です。
 - *4 為替予約取引を含みます。

ファンドは「特化型運用」を行います。一般社団法人投資信託協会の規則において、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いものは、特化型ファンドと定められています。支配的な銘柄とは、寄与度(投資対象候補銘柄の時価総額に占める割合)が10%を超えるまたは超える可能性の高い銘柄をいいます。

約8年後に元本確保を目指す仕組み

- ●ファンドは野村ホールディングス社債に投資を行い、毎決算時に分配を行うことを 目指します。
- ●ファンドの満期償還時においては、実質的にフィデリティ・システマティック・グローバル・マクロ戦略指数の累積収益率に基づく収益の獲得を目指します。



上記はイメージであり、将来の投資成果等について示唆・保証するものではありません。 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

野村證券のグループ会社が発行する円建社債(約8年)に投資します

野村グローバル・ファイナンス株式会社が発行し、野村ホールディングス株式会社による 保証が付されます。

ファンドは野村ホールディングス社債に高位に投資し、満期まで保有することで、 約8年後の満期償還時に円建で元本確保*を目指します。



*投資する債券の発行体・保証体等が債務不履行となった場合等には、元本を確保できない場合が あります。信託期間中にファンドを換金した場合やファンドが繰上償還された場合等には、換金価額 や慣還価額が投資元本を下回る場合があります。元本に購入時手数料は含みません。

野村ホールディングス社債について

発行形態	固定利付兼償還時指数連動債
発行体	野村グローバル・ファイナンス株式会社
保証体	野村ホールディングス株式会社
発行価格(額面金額)	10,000円
償還価格	10,000円に実績連動収益を加えた価格
利金の支払い	固定クーポンは毎期*
実績連動収益	フィデリティ・システマティック・グローバル・マクロ戦略指数の運用開始基準日(2024年1月29日)以降の累積収益率に概ね連動する水準

*満期償還時の固定クーポンと実績連動収益は、野村ホールディングス社債の償還金額に含まれます。

野村グループについて

NOMURA



創業師の写真

1925年設立~90年以上の歴史~

- ■野村グループの中核会社である「野村證券」は、公社債専門業者として社員数84名で設立されました。
- ■その後、時代の変化に合わせて業態を進化させ、現在では日本と世界の資本市場を結ぶグローバル金融 サービス・グループへと成長を遂げています。



グローバル金融サービス・グループとして付加価値の高い商品・サービスを提供

- ■営業、インベストメント・マネジメント、ホールセールという3つの部門が約30の国と地域を越えて連携し、アジアと日本、そして世界をつないでいます。
- ■「社会課題の解決を通じた持続可能な成長を実現する」という経営ビジョンのもと、お客様をはじめとしたすべてのステークホルダーの声に応え、 創造性豊かで付加価値の高いソリューションを提供しています。



世界的30の個や 地域の影点の役職員数 27.260 €





ブループ役職員の回答 グロ 190 m

世界経済・金融指揮の



国内の野村間等店舗数 107™

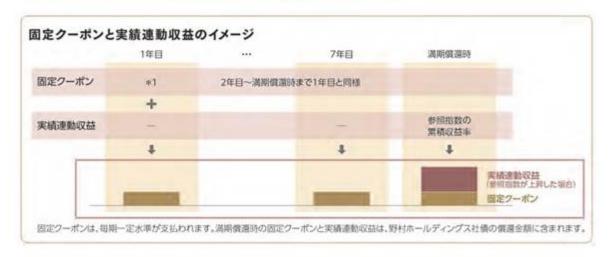


逐用資産採用

2024年12月末現在、国内の野村證券店舗数は2024年10月7日現在 運用資産残高は投資信託やETF等、国内外の固人・機関投資家から委託され運用している資産残高 出所:野村證券からの情報に基づきT&Dアセットマネジメントが作成

投資対象とする社債の固定クーポンと実績連動収益の獲得を目指します

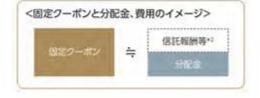
●ファンドは野村ホールディングス社債の固定クーポンと、参照指数の8年間の累積収益率により決定される実績連動収益の獲得を目指します。



- ※上記は当該社債からファンドに支払われるクーポンについての内容であり、ファンドから受益者に支払われる分配金とは異なります。
- ●ファンドは野村ホールディングス社債の固定クーポンの一部を年1回の決算時にお支払いします。

原則、毎年1月29日(休業日の場合は翌営業日)の決算日に、 野村ホールディングス社債の固定クーポン収入から信託報酬 等を差引いたものを分配原資とします。

基準価額が1万円を下回っている場合でも分配金をお支払い することがあります。



- *1 野村ホールディングス社債の利金(固定クーボン)は、ファンド設定日(2024年1月29日)に野村ホールディングス社債の 発行条件において決定されます。固定クーボンの利率は金利動向や発行体の信用力等の影響を受けます。 決定した固定クーボンは変動しません。
- *2 その他の費用等が含まれます。
- ※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配を約束するものではありません。また、分配金が支払われない場合もあります。

上記はイメージであり、将来の投資成果等について示唆・保証するものではありません。

◎実績連動収益について

実績連動収益は運用開始基準日(2024年1月29日)以降のフィデリティ・システマティック・ グローバル・マクロ戦略指数の8年間の累積収益率に概ね連動する水準になります。 フィデリティ・システマティック・グローバル・マクロ戦略指数の累積収益率がマイナスの場合は、 実績連動収益はゼロとなります。

実績連動収益の算出式

実績連動収益=フィデリティ・システマティック・グローバル・マクロ戦略指数の累積収益率×連動率

フィデリティ・システマティック・グローバル・マクロ戦略指数について

歴史と規模を誇るフィデリティ運用チーム

マルチアセット 第用チームの歴史 30年以上

グローバルな 100名組

定量分析による 約2.7 3 と 円

(2024年12月末現在)

幅広い投資対象資産

株価指数先物 (日·米·英·独·仏)

→買い建て〜中立付近の範囲で調整

国債先物 (米·英·触·豪·加)

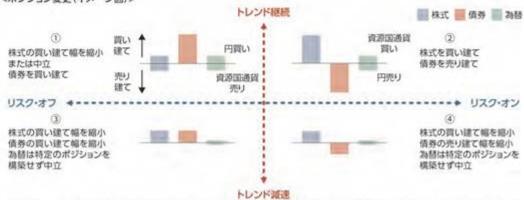
→買い建て〜売り建てまで柔軟に調整

為替
(円・ユーロ・英ポンド・豪ドル・加ドル)
※対米ドル
→株式・債券の局面分析とは別観点でポジション構築

市場の変化に迅速・柔軟に対応する定量モデル運用

- ●当戦略の投資判断には複数の定量モデルを活用
- ●各定量モデルは異なる視点でポジションが構築されるため伝統資産との連動性が低い傾向
- ●債券売り建ての活用等により市場の下落局面でも柔軟な対応を目指す
- ●一部の定量モデルは他の戦略でも投資判断の重要材料として活用

<ポジション変更(イメージ図)>

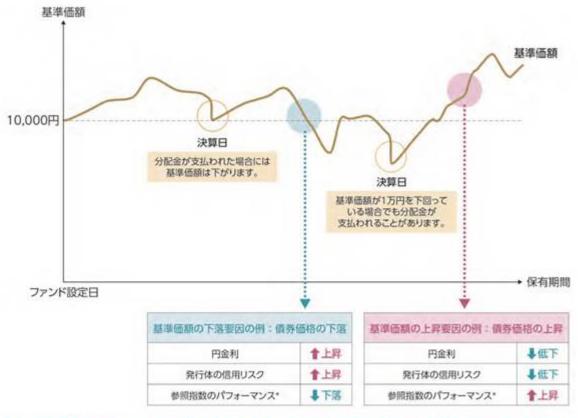


※ポジション変更のイメージ図はあくまでもイメージであり、実際の運用と乖離する可能性もあります。株式については売り建てを行うことがあります。

出所:フィデリティ・インターナショナルからの情報に基づきT&Dアセットマネジメントが作成

(ご参考) ファンドの基準価額の変動要因(イメージ)

※野村ホールディングス社債からの実績連動収益は参照指数のパフォーマンスに連動し、償還時に支払われます。 ただし、社債の価格は円金利、発行体の信用リスクに加えて、期中も参照指数のパフォーマンス等の影響を受けて 日々変動します。よって、ファンドも円金利、発行体の信用リスク、参照指数のパフォーマンス等の影響を受けて日々 変動します。



- *参照指数のパフォーマンスは、運用開始基準日(2024年1月29日)以降の参照指数の累積収益率がそのまま日々の基準 価額に反映されるわけではありません。
- ※ファンドが元本確保を目指すのは満期償還時であり、信託期間中にファンドを換金した場合の換金価額やファンドが繰上償還された場合等の償還価額は元本を下回る場合があります。
- ※ファンドの基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。
- ※上記はファンドの基準価額の変動要因と値動きの関係を示すイメージであり、上記のように推移することを示唆するものではありません。

上記はイメージであり、将来の投資成果等について示唆・保証するものではありません。

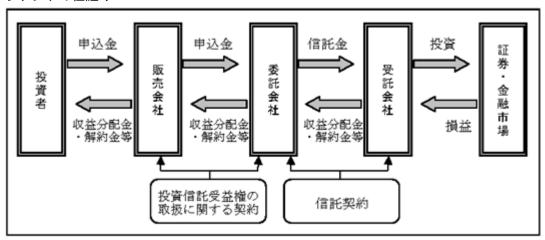
信託金の限度額は1,000億円です。

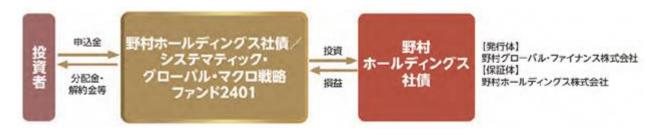
(2)【ファンドの沿革】

2024年1月29日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み





委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割 (委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。)

a . 委託会社

T&Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款(信託契約)の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1)信託約款の届出
- (2)信託財産の運用指図
- (3)信託財産の計算(毎日の基準価額の計算)
- (4)目論見書および運用報告書の作成等

b . 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

受託会社は、信託約款(信託契約)の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1)信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c . 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約書」(別の名称で同様の 権利義務関係を規定する契約を含みます。)等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金(解約) 申込の取扱い
- (3)換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4)目論見書、運用報告書の交付等

委託会社の概況

a.資本金

2025年2月末日現在 11億円

b . 会社の沿革

1980年12月19日 第一投信株式会社設立 同年12月26日「証券投資信託法」(当時)に基づく免許取得 1997年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更 1999年 2月25日 大同生命保険相互会社(現:大同生命保険株式会社)の傘下に入る 社名を大同ライフ投信株式会社に変更 1999年 4月 1日 2002年 1月24日 投資顧問業者の登録 2002年 6月11日 投資一任契約にかかる業務の認可 2002年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更 2006年 8月28日 社名をT&Dアセットマネジメント株式会社に変更 株式会社T&Dホールディングスの直接子会社となる 2007年 3月30日 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、

投資助言・代理業、投資運用業の登録

c . 大株主の状況

2025年2月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T&Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

この信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

<投資対象>

野村グローバル・ファイナンス株式会社が発行する円建債券を主要投資対象とします。

< 投資態度 >

野村グローバル・ファイナンス株式会社が発行する円建債券^{*1}に投資し、設定日から約8年後のファンドの償還価額について、元本^{*2}確保を目指します。ただし、投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保ができない場合があります。また、信託期間中にファンドを解約した場合やファンドが繰上償還された場合等には、換金価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

*1 野村グローバル・ファイナンス株式会社が発行し、野村ホールディングス株式会社による保証が付されます。

*2 購入時手数料は含みません。

野村ホールディングス社債の組入比率は、高位とすることを基本とします。また、満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。

野村ホールディングス社債においては、固定クーポンと参照指数^{*3}の累積収益率により決定される収益が支払われます。なお、固定クーポンは毎期一定水準支払われ、実績連動収益は野村ホールディングス社債の満期時に元本および固定クーポンとともに支払われます。

*3 参照指数は、フィデリティ・インターナショナルの助言を基にノムラ・インターナショナルplcが構築する指数です。

実績連動収益は、フィデリティ・システマティック・グローバル・マクロ戦略指数の累積収益率に基づき決定され、累積収益率がマイナスの場合は、実績連動収益はゼロとなります。

フィデリティ・システマティック・グローバル・マクロ戦略指数の実質的な投資対象は、グローバルの株式先物、債券先物および対米ドルの為替取引 *4 です。

*4 為替予約取引を含みます。

(2)【投資対象】

野村グローバル・ファイナンス株式会社が発行する円建債券を主要投資対象とします。

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。)
 - (1)有価証券
 - (2) デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。)
 - (3) 金銭債権
 - (4)約束手形
- b.次に掲げる特定資産以外の資産
 - (1) 為替手形

一般社団法人投資信託協会の規則に定める特化型運用を行うため、当該規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率には制限を設けません。

信託金を、主として野村グローバル・ファイナンス株式会社が発行する円建債券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (1) 株券または新株引受権証書
- (2)国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- (3)投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- (4) コマーシャル・ペーパー
- (5)新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株 予約権証券
- (6)投資信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- (7)投資証券、新投資口予約券証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- (8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (9) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- (10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (11)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券 に表示されるべきもの

なお、(1)の証券または証書および(8)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)および(3)の証券および(8)の証券または証書のうち(2)または(3)の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(6)および(7)の証券および(8)の証券または証書のうち(6)および(7)の性質を有するもの(新投資口予約権証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

EDINET提出書類

T&Dアセットマネジメント株式会社(E11764)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で1.から5.の権利の性質を有するもの

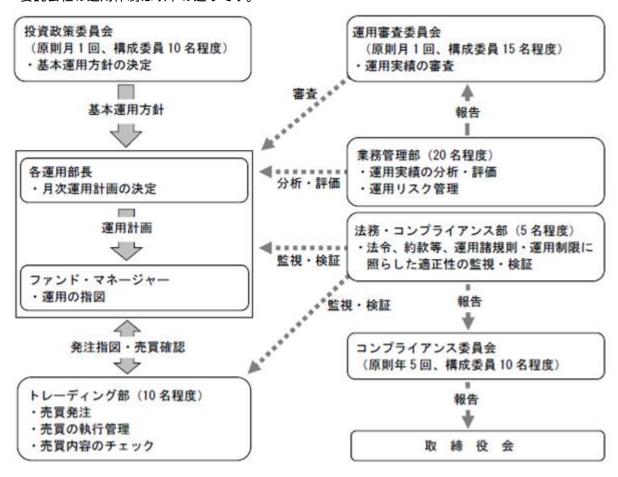
委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資 の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託受益証券を除きます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

(3)【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、 各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的 に受取っています。

委託会社の運用体制等は2025年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

原則として1月29日(ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額は、元本超過額または、経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定するものとします。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払およびその金額について示唆・保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用(税込)、信託報酬(税込)を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。

(5)【投資制限】

野村ホールディングス社債への投資割合には、制限を設けません。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

実質的な外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支 払資金の手当(換金に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資 金の借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。
 - なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b.換金に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する 有価証券等の売却代金の受渡日までの間または換金代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの 期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、換金代金およ び償還金の合計額を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1)基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。

したがいまして、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資 元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

特化型運用に伴うリスク

ファンドは、特定の銘柄に集中して投資を行いますので、当該銘柄へのリスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資する投資信託と比べて大きな影響を受け、基準価額が著しく値下がりする要因となります。

また、野村ホールディングス社債の保証を行う野村ホールディングス株式会社が、経営不振や業績悪化その他の予期せぬ事態に陥った場合や破綻した場合、当該社債の価格は大幅に下落し、または価値がなくなることがあります。これらの場合には、ファンドの一部または全部が毀損し損失を被る可能性があり、基準価額が著しく値下がりする要因となります。

価格変動リスク

債券(公社債)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合、債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。このため、当該社債の価格も、金利水準、発行体等の財務上の信用状況等の影響を受けて変動します。

ファンドが投資する野村ホールディングス社債の価格は、グローバルの株式先物、債券先物および対米ドルの 為替取引等を原資産とするフィデリティ・システマティック・グローバル・マクロ戦略指数のパフォーマンス の影響を受けます。当該社債の満期時には参照指数の累積収益率により決定される収益が支払われます。当該 収益率が下落した場合、当該社債の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

また、当該社債は、参照指数の原資産として実質的に外貨建資産への投資を行いますので、為替変動によって 評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。これらの場合には、基準価額 が値下がりする要因となります。

信用リスク

ファンドは、野村グローバル・ファイナンス株式会社が発行し野村ホールディングス株式会社が保証する野村ホールディングス社債に投資します。発行体および保証体の信用状況が予期せぬ事態により低下した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

ファンドが投資している有価証券または金融商品の発行体に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や市場の混乱、取引規制等のために取引が行えない場合、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

中途換金時および繰上償還時のリスク

ファンドは、満期保有を前提に投資元本の確保を目指します。中途換金を行った場合やファンドが繰上償還となる場合、野村ホールディングス社債は時価で換金されるため、ファンドの換金価額や償還価額は投資元本を確保できない可能性があります。

基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その 金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

大量の解約・換金申込を受付け短期間で解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

参照指数に重大な変更が生じた場合や算出が停止された場合等は、当初想定していた分配を行うことができない可能性があります。

ファンドが投資対象とする野村ホールディングス社債が、発行体および保証体等の債務不履行や法令、税制の 変更等により早期償還となる場合、当該社債の換金後にファンドは繰上償還されます。その場合、当該社債は 時価で換金されるため、ファンドの償還価額は投資元本を確保できない可能性があります。

ファンドの基準価額は、信託期間中に1万円を下回る場合があります。

(3)リスクの管理体制

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

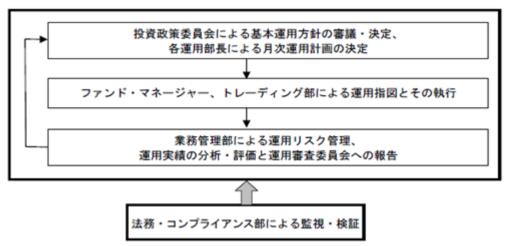
また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした 適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となってお ります。

なお、流動性リスク管理について社内規程を制定し、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、定期的にリスク管理委員会および取締役会への報告を行います。

委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱基準およびその管理体制についても定めており、下記の 運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等を モニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて(投資環境および市況の著しい変化等に 対応する場合には随時)運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、ト レーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、 コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は2025年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

1.1%(税抜1.0%)を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。 申込手数料は、ファンドの商品説明、販売にかかる事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

ただし、換金の際には、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額² としてご負担いただきます。

*「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額に年0.352%(税抜0.32%)の率を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬 = 運用期間中の元本×信託報酬率]

(税抜・年率)

支払先	信託報酬率	対価の内容
委託会社	0.15%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.15%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内 でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.02%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等 の対価

上記の信託報酬の総額は、日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6ヵ月終了日および毎計算期末、途中換金時または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査費用(税込)は、信託財産中から支弁します。

ファンドの証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の手数料等の合計額については、受益者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。ファンドについては、NISAの適用対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人の受益者に対する課税

収益分配金は、配当所得として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。

換金時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税 を選択した上場株式等の配当所得および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等お よび譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率により源泉徴収が行われます(地方税の源泉徴収はありません。)。

税金の取扱いについては、2025年2月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(2025年2月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
社債券	日本	30,642	99.44
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	173	0.56
合計(純資産総額)	-	30,815	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄(全銘柄)

(2025年2月28日現在)

	国名	種類	銘 柄 名	券面総額(円)	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
1	日本	社債券	N G F C G M a c r o F 2 . 5 % V o 1 2 0 2 4 - 0 1	31,895,000,000	100.00 31,895,000,000		99 44	0.00	2032.1.13

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

口.投資有価証券の種類別比率

(2025年2月28日現在)

種類	投資比率(%)
社債券	99.44
合計	99.44

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2025年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
2024年2月末日	35,377	-	10,075	-
2024年3月末日	35,456	-	10,106	-
2024年4月末日	35,017	-	10,023	-
2024年5月末日	34,622	-	9,933	-
2024年6月末日	34,495	-	9,926	-
2024年7月末日	34,414	-	9,972	-
2024年8月末日	33,961	-	9,926	-
2024年9月末日	33,692	-	9,913	-
2024年10月末日	33,290	-	9,870	-
2024年11月末日	32,687	-	9,783	-
2024年12月末日	32,395	-	9,776	-
第1期 計算期間 (2025年1月29日現在)	31,938	32,037	9,745	9,775
2025年1月末日	31,880	-	9,738	-
2025年2月末日	30,815	-	9,610	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期 計算期間 (2025年1月29日)	30

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期 計算期間 (2024年1月29日 ~ 2025年1月29日)	2.25

(注)収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間 (2024年1月29日 ~ 2025年1月29日)	3,512,892	235,628

(注)1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

2024年1月27日以降、購入のお申込はできません。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって、換金申込を行うことができます。

ただし、下記の申込不可日のいずれかに該当する日には、申込を受付けないものとします。

<申込不可日>

- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・TARGETの休業日
- ・トロントの銀行の休業日
- ・シドニーの銀行の休業日
- ・CMEグローベックスの休業日
- ・EUREXの休業日
- ・ICE Futures Europeの休業日
- ・モントリオール取引所の休業日
- ・シドニー先物取引所の休業日
- ・大阪取引所の休業日
- ・ユーロネクスト・パリの休業日
- ・東京の銀行の営業日かつユーロクリア・バンク休業日である日の3東京営業日前

換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。

ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により、受付時間が変更になる こともありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額(解約価額)は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

換金申込は、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入れた円建債券の換金ができなくなったとき、参照指数に重大な変更があったとき、参照指数の算出・公表が停止されたとき、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、換金申込を受付けたものとしての規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入れた円建債券の換金ができなくなったとき、参照指数に重大な変更があったとき、参照指数の算出・公表が停止されたとき、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込等に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。 ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

- ・公社債等: a.日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
 - b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
 - c. 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法により評価をすることができます。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合せいただければ、お知らせいたします。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T&Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

インターネットホームページ https://www.tdasset.co.jp/

(2)【保管】

ありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、2032年1月29日までですが、後述「(5)その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年1月30日から翌年1月29日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

- a.ファンドの繰上償還
 - (1)委託会社は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10万口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、参照指数に重大な変更があったとき、参照指数の算出・公表が停止されたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - (2)委託会社は、投資対象とする円建債券が存続しないこととなった場合は、この信託契約を解約し、信託 を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出 ます。
 - (3)委託会社は、(1)の事項について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - (4)(3)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属すると きの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有 し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れ ている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - (5)(3)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - (6)(3)から(5)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび(2)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(3)から(5)までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- d.受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款はに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b.委託会社は、aの事項(aの変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、 併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合 わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あら かじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日 の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した 書面決議の通知を発します。
- c.bの書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの 当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e . 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f.bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g.aからfの規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係法人との契約の更改に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに 当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ (https://www.tdasset.co.jp/)に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用にかかる報告等開示方法

決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

(1)収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2)償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金(解約)請求権

受益者は、受益権の換金を販売会社を通じて委託会社に請求できます。権利行使の方法等については、前述「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、第1期計算期間(2024年1月29日から2025年1月29日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

負債純資産合計

野村ホールディングス社債 / システマティック・グローバル・マクロ戦略ファンド 2 4 0 1 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

32,132,481,981

	第1期 (2025年1月29日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	336,445,004
社債券	31,729,998,000
未収入金	66,034,800
未収利息	4,177
流動資産合計	32,132,481,981
資産合計	32,132,481,981
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	98,317,920
未払解約金	35,013,198
未払受託者報酬	3,650,047
未払委託者報酬	54,750,136
その他未払費用	2,401,611
流動負債合計	194,132,912
負債合計	194,132,912
純資産の部	
元本等	
元本	32,772,640,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	834,290,931
元本等合計	31,938,349,069
純資産合計	31,938,349,069

(2)【損益及び剰余金計算書】

(2)【損益及び剰ホ並計算書】	(単位:円)
	第1期 (自 2024年1月29日 至 2025年1月29日)
営業収益	
受取利息	236,950,618
有価証券売買等損益	878,806,800
営業収益合計	641,856,182
·	
支払利息	238,191
受託者報酬	7,572,169
委託者報酬	113,582,273
その他費用	7,401,518
営業費用合計	128,794,151
営業利益	770,650,333
経常利益	770,650,333
当期純利益	770,650,333
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	34,677,322
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	34,677,322
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	98,317,920
期末剰余金又は期末欠損金()	834,290,931

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者の提示する価額で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

ALIAMACINA GALDA	
第1期	
(2025年1月29日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	
	3,277,264□
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	834,290,931円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	9,745円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

				3/11 0 /		
項	目	期	別	第1期 (自 2024年1月29日 至 2025年1月29日)		
分配	金の計算過程			103,4	2024年1月29日から2025年1月29日までの計算期間末における分配対象金額 103,403,748円(1口当たり31円)のうち、98,317,920円(1口当たり30円)を分配 金額としております。	
				Α	ファンドの配当等収益額	236,712,427 円
				В	経費	128,555,960 円
				С	差引配当等収益額(A-B)	108,156,467 円
				D	当ファンドの当期末残存受益権口数	3,277,264 □
				E	当ファンドの期中平均残存受益権口数	3,427,896 □
				F	分配可能額(C×D/E)	103,403,748 円
				G	一口当たり分配可能額(F/D)	31 円
				Н	一口当たり分配額	30 円
				I	収益分配金額(H×D)	98,317,920 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	第1期 (自 2024年1月29日 至 2025年1月29日) 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証
	券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係 に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、信用 リスク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2025年1月29日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、 貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	社債券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記) の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳 簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

NALIT I CONTINUE (NOTED)		, La Fila Control Control				
	第1期					
	(自 2024年1月29日					
	至 2025年1月29日)					
該当事項はありません。						

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	期別	第1期 (自 2024年1月29日 至 2025年1月29日)	
設定年月日		2024年1月29日	
設定元本額		35,128,920,000	円
期首元本額		-	円
元本残存率		93.29	%

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第1期(自 2024年1月29日 至 2025年1月29日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
社債券	847,002,000	円
合計	847,002,000	円

3 デリバティブ取引関係

第1期(自 2024年1月29日 至 2025年1月29日)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

b . 株式以外の有価証券

(2025年1月29日現在)

種類	銘柄	額面総額(円)	評価額(円)	備考
社債券	NGFC G Macro F 2.5%Vol 2024-01	32,577,000,000	31,729,998,000	
合計		32,577,000,000	31,729,998,000	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年2月28日現在)

資産総額	30,881,368,477 円
負債総額	66,222,255 円
純資産総額(-)	30,815,146,222 円
発行済数量	3,206,593 □
1単位当たり純資産額(/)	9,610 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

- 1.名義書換についての手続き、取扱場所等ありません。
- 2. 受益者に対する特典 ありません。
- 3. 受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録 されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年2月末日現在の資本金の額 11億円

会社が発行する株式の総数 2,294,100株 発行済株式総数 1,082,500株

過去5年間における主な資本金の額の増減 該当事項はありません。

(2)会社の機構

経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a . 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会(原則月1回開催)において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運 用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

- c . 運用のチェック等
 - ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
 - ・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック 等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2025年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年2月末日現在、275本であり、その純資産総額の合計は1,062,551百万円です(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	126本	538,085百万円
単位型株式投資信託	96本	365,326百万円
単位型公社債投資信託	53本	159,140百万円
合計	275本	1,062,551百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年 3 月31日現在)		当事第 (2024年 3 月	美年度 月31日現在)
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1 . 現金・預金			5,087,551		5,243,788
2.前払費用			75,321		84,385
3 . 未収入金			76,043		11
4 . 未収委託者報酬			691,691		786,210
5 . 未収運用受託報酬			354,878		372,799
6 . その他			24,468		28,389
流動資産計			6,309,954		6,515,585
固定資産					
1 . 有形固定資産			65,997		80,377
(1)建物	1	61,571		58,177	
(2)器具備品	1	4,335		22,132	
(3)その他	1	89		67	
2 . 無形固定資産			66,210		59,615
(1)電話加入権		2,862		2,862	
(2)ソフトウェア		59,829		51,914	
(3)ソフトウェア仮勘定		3,518		4,837	
3.投資その他の資産			471,050		377,814
(1)投資有価証券		161,600		73,082	
(2)長期差入保証金		90,675		94,383	
(3)繰延税金資産		205,341		201,452	
(4)長期前払費用		13,432		8,896	
固定資産計			603,258		517,807
資産合計			6,913,213		7,033,392

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

有価証券報告書(内国投資					
		前事第 (2023年 3 月		当事業年度 (2024年3月31日現在)	
	NA 47	-			
区分	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1 . 預り金			526		8,230
2 . 未払金			271,941		313,073
(1)未払収益分配金		2,477		2,477	
(2)未払償還金		2		2	
(3)未払手数料		219,122		253,964	
(4)その他未払金		50,339		56,629	
3 . 未払費用			399,233		383,553
4 . 未払法人税等			10,104		37,418
5 . 未払消費税等			34,659		47,112
6. 賞与引当金			198,672		217,291
7.役員賞与引当金			6,500		9,000
流動負債計			921,637		1,015,679
固定負債					
1.退職給付引当金			459,728		458,579
2.役員退職慰労引当金			23,380		9,625
固定負債計			483,109		468,204
負債合計			1,404,746		1,483,883
(純資産の部)					
株主資本					
1 . 資本金			1,100,000		1,100,000
2.資本剰余金			277,667		277,667
(1)資本準備金		277,667		277,667	
3 . 利益剰余金			4,128,773		4,160,606
(1)利益準備金		175,000		175,000	
(2)その他利益剰余金				·	
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		815,983		847,816	
株主資本計		,	5,506,441	,	5,538,274
評価・換算差額等					, ,
1.その他有価証券評価 差額金			2,025		11,234
評価・換算差額等計			2,025		11,234
純資産合計			5,508,466		5,549,509
負債・純資産合計			6,913,213		7,033,392
>>>>	1		-,5.5,=10		1,000,002

(2)【損益計算書】

4) 【 掠 屈 前 异 音 】			美年度 年4月1日 年3月31日)		美年度 年4月1日 年3月31日)
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
1.委託者報酬			3,589,974		3,815,873
2. 運用受託報酬			1,352,459		1,371,210
3.投資助言報酬			10,000		10,000
4.その他営業収益			26,574		30,018
営業収益計			4,979,008		5,227,102
営業費用					
1.支払手数料			1,214,944		1,314,653
2 . 広告宣伝費			380		449
3 . 調査費			1,531,036		1,462,653
(1)調査費		81,751		78,433	
(2)委託調査費		1,022,173		938,128	
(3)情報機器関連費		426,284		445,204	
(4)図書費		827		887	
4.委託計算費			194,939		202,225
5. 営業雑経費			94,488		87,513
(1)通信費		8,024		8,752	
(2)印刷費		76,071		68,725	
(3)協会費	·	5,634		5,403	
(4)諸会費		4,758		4,632	
営業費用計			3,035,789		3,067,495
一般管理費					
1 . 給料			1,187,234		1,182,195
(1)役員報酬		49,917		49,713	
(2)給料・手当		1,067,224		1,064,091	
(3)賞与		70,092	404.045	68,391	000 404
2.法定福利費			194,915		202,434
3.退職金			3,999		3,089
4.福利厚生費			4,828		3,982
5.交際費			529		671
6 . 寄付金 7 . 旅費交通費			79 4 732		21 4,865
8.事務委託費			4,732 110,489		108,634
9.租税公課			78,199		75,603
10.不動産賃借料			156,478		156,478
11.退職給付費用			54,858		55,316
12.役員退職慰労引当金繰入			3,282		2,800
13. 賞与引当金繰入			198,672		217,291
14.役員賞与引当金繰入			6,500		9,000
15.固定資産減価償却費			29,715		34,022
16. 諸経費			47,236		48,013
一般管理費計			2,081,750		2,104,422
営業利益又は営業損失()			138,531		55,185
			100,001		55,100

		(自 2022	業年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)	当事業年度 (自 2023年4月) 至 2024年3月3	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1 . 受取配当金			953		952
2.受取利息			34		31
3 . 為替差益			3,804		-
4.助成金収入			500		500
5 . 受取補償金			12,514		-
6.雑収入			2,537		590
営業外収益計			20,343		2,074
営業外費用					
1 . 為替差損			-		9,366
2 . 支払補償金			12,514		-
3 . 損失補填金			1,870		-
4.雑損失			676		171
営業外費用計			15,061		9,537
経常利益又は経常損失()			133,248		47,722
特別利益					
1 . 投資有価証券売却益			337		12,192
特別利益計			337		12,192
特別損失					
1.固定資産除却損	1		50		251
2.投資有価証券評価損			15,870		-
3.投資有価証券売却損			184,477		2,551
特別損失計			200,397		2,802
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失()			333,309		57,112
法人税、住民税及び事業税			73,742		25,455
法人税等調整額			8,130		175
当期純利益又は 当期純損失()			251,436		31,832

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

			 株	主			本	
		資本乗	11 余金		利 益	剰 余	金	
	資本金	資本	資本	利益	その他和	引益剰余金	利益	株主資本
	241 312	準備金	剰余金 合計	準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計	合計
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,067,880	6,380,670	7,758,338
当期変動額								
剰余金の配当						2,000,460	2,000,460	2,000,460
当期純利益又は 当期純損失()						251,436	251,436	251,436
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,251,896	2,251,896	2,251,896
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441

	評価・接	純資産	
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	合計
当期首残高	45,578	45,578	7,712,759
当期変動額			
剰余金の配当			2,000,460
当期純利益又は当期純損失 ()			251,436
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)	47,604	47,604	47,604
当期変動額合計	47,604	47,604	2,204,292
当期末残高	2,025	2,025	5,508,466

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

							`	1 = 1 1 1 3 /
		株		主	資		本	
		資本乗	割余金	禾	益	剰 余	金	
	資本金	資本	資本	71124	その他利益	益剰余金	利益	株主資本
	201 111	準備金	剰余金 合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計	合計
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441
当期変動額								
当期純利益又は 当期純損失()						31,832	31,832	31,832
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計			-	-	-	31,832	31,832	31,832
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274

	評価・接	評価・換算差額等				
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合 計			
当期首残高	2,025	2,025	5,508,466			
当期変動額						
当期純利益又は当期純損失 ()			31,832			
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)	9,209	9,209	9,209			
当期変動額合計	9,209	9,209	41,042			
当期末残高	11,234	11,234	5,549,509			

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日 以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物3~50年器具備品2~15年その他8年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、期末要支給額を計上しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

EDINET提出書類 T & D アセットマネジメント株式会社(E11764) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

4. 収益及び費用の計上基準

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資 信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として 認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資 一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過 に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度	当事業年度		
(2023年 3 月31日)	(2024年 3 月31日)		
1 有形固定資産の減価償却累計額	1 有形固定資産の減価償却累計額		
建物 77,010千円	建物 82,734千円		
器具備品 175,839千円	器具備品 130,925千円		
その他 807千円	その他 829千円		

(損益計算書関係)

前事業年度	当事業年度		
(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日		
至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)		
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。		
器具備品 0千円	器具備品 9千円		
ソフトウェア 50千円	ソフトウェア 241千円		

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,082	-	-	1,082

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2022年6月10日開催の第42期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1)配当金の総額2,000,460千円2)配当の原資利益剰余金3)1株当たり配当額1,848.00円4)基準日2022年3月31日5)効力発生日2022年6月13日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,082	-	-	1,082

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

(金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、 投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微です。

投資有価証券は、主に非上場株式及び投資信託です。非上場株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク(資金繰りリスク、信用リスク、価格変動リスク)の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2.金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(2023年3月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません((注1)参照)。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	131,400	131,400	-
資産計	131,400	131,400	-

(注1)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「その他有価証券」には含めておりません。 これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に従い、3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超
現金・預金	5,087,551	•	-
未収委託者報酬	691,691	-	-
未収運用受託報酬	354,878	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	10,869	16,380	104,150
合計	6,144,992	16,380	104,150

当事業年度(2024年3月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません((注1)参照)。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	42,882	42,882	-
資産計	42,882	42,882	-

(注1)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年3月31 日)第 5 項に従い、(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超
現金・預金	5,243,788	-	-
未収委託者報酬	786,210	-	-
未収運用受託報酬	372,799	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	30,063	12,819	-
合計	6,432,861	12,819	-

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の

算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に

係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度(2023年3月31日)

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価 レベル 1 レベル 2 レベル 3 合計			
投資有価証券				
その他有価証券	-	131,400	-	131,400
資産計	-	131,400	-	131,400

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。

当事業年度(2024年3月31日)

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価			
	レベル1 レベル2 レベル3 合計			
投資有価証券				
その他有価証券	-	42,882	-	42,882
資産計	-	42,882	-	42,882

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(2023年3月31日)

1.その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は318,858千円であり、売却益の合計額は337千円、売却損の合計額は184,477千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原	(1)その他	107,336	102,994	4,342
価を超えるもの	小計	107,336	102,994	4,342
貸借対照表計上額が	(1)その他	24,063	25,487	1,423
取得原価を超えないもの	小計	24,063	25,487	1,423
合計		131,400	128,481	2,919

^(*) 当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について15,870千円(その他有価証券15,870千円)減損処理を行っております。

当事業年度(2024年3月31日)

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は130,345千円であり、売却益の合計額は12,192千円、売却損の合計額は2,551千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原	(1)その他	37,430	20,089	17,340
価を超えるもの	小計	37,430	20,089	17,340
貸借対照表計上額が	(1)その他	5,451	6,599	1,147
取得原価を超えないもの	小計	5,451	6,599	1,147
合計		42,882	26,689	16,193

^(*) 当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2.減損処理を行った有価証券 該当事項はありません。

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1.委託者報酬 2.運用受託報酬 3.投資助言報酬 4.その他営業収益	3,589,974 1,352,459 10,000 26,574	1,371,210
合計	4,979,008	5,227,102

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高467,064千円退職給付費用40,539千円退職給付の支払額47,875千円退職給付引当金の期末残高459,728千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務459,728千円貸借対照表に計上された負債と資産の純額459,728千円退職給付引当金459,728千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 45,387千円

貸借対照表に計上された負債と資産の純額

(注)退職給付費用には株式会社 T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

459,728千円

3.確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額

9,470千円

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高459,728千円退職給付費用42,636千円退職給付の支払額43,785千円退職給付引当金の期末残高458,579千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務458,579千円貸借対照表に計上された負債と資産の純額458,579千円退職給付引当金458,579千円貸借対照表に計上された負債と資産の純額458,579千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

46,017千円

(注)退職給付費用には株式会社 T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3.確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額

9,299千円

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度	当事業年度
(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
(単位:千円)	(単位:千円)
17,751	14,253
60,833	66,534
9,919	11,064
2,392	4,994
147,927	143,364
15,061	15,061
23,270	24,800
277,157	280,072
12,451	14,201
58,469	59,459
70,921	73,661
206,235	206,411
893	4,958
893	4,958
205,341	201,452
	(2023年3月31日) (単位:千円) 17,751 60,833 9,919 2,392 147,927 15,061 23,270 277,157 12,451 58,469 70,921 206,235

(注1)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年3月31日)

(単位:千円)

	1 年以内	1年超5年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金(*)	-	-	17,751	17,751
評価性引当額	-	-	12,451	12,451
繰延税金資産	-	-	5,300	5,300

- (*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。
- (*)税務上の繰越欠損金17,751千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産5,300千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	1 年以内	1年超5年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金(*)	-	-	14,253	14,253
評価性引当額	-	-	14,201	14,201
繰延税金資産	-	-	52	52

- (*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。
- (*) 税務上の繰越欠損金14,254千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産52千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。
- 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2023年3月31日)

当事業年度(2024年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため注記 を省略しております。

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8 %
住民税均等割	4.0 %
評価性引当額の増減	4.7 %
所得税額控除	1.4 %
その他	0.7 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2 %

3.グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(セグメント情報等)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定 資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	588,525

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定 資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	630,330

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内 容又は職 業		関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株)T&D ホ ー ル ディング ス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算 制度に伴う 受領予定額 (*)	76,032	未収入金	76,032

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

(*)グループ通算制度に係る、親会社から授受する通算税効果額です。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

					-					
種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地		事業の内 容又は職 業		関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株T&D ホ ー ル ディング ス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算 制度に伴う 支払予定額 (*)	124	未払金	124

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) グループ通算制度による法人税額のうち当社の通算税効果額であり、親会社への支払予定額であります。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の 子会社	大同生命 保険㈱	大阪市 西区	110,000	生命保険業	-	投資一任 契約の 締結	投資一任 契約(*)	556,407	未収 運用受 託報酬	146,724

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

(*)投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の 子会社	大同生命 保険㈱	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資一任 契約の 締結	投資一任 契約(*)	589,853	未収 運用受 託報酬	161,495

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

(*)投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

株式会社T&Dホールディングス(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)			
1 株当たり純資産額	5,088.65円	1 株当たり純資産額	5,126.56円		
1株当たり当期純損失()	232.27円	1 株当たり当期純利益	29.40円		
なお、潜在株式調整後1株当たり当期 ては、潜在株式調整後1株当たり当期純 また、潜在株式が存在しないため記載 ん。	損失であり、	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。			
1株当たり当期純損失の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎			
当期純損失()(千円)	251,436	当期純利益 (千円)	31,832		
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-		
普通株式に係る 当期純損失()(千円)	251,436	 普通株式に係る当期純利益(千円) 	31,832		
普通株主の期中平均株式数(千株)	1,082	普通株主の期中平均株式数(千株)	1,082		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

1)中间員信刈照衣		当中間会 (2024年 9 月	
区分	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1.現金・預金			4,980,688
2.前払費用			128,535
3 . 未収入金			11,035
4 . 未収委託者報酬			791,756
5 . 未収運用受託報酬			478,372
6 . その他			20,812
流動資産計			6,411,201
固定資産			
1 . 有形固定資産			99,357
(1)建物	1	55,825	
(2)器具備品	1	43,472	
(3) その他	1	58	
2 . 無形固定資産			56,221
(1) 電話加入権		2,862	
(2)ソフトウェア		43,809	
(3) ソフトウェア仮勘定		9,549	
3.投資その他の資産			397,132
(1)投資有価証券		79,020	
(2)長期差入保証金		91,736	
(3)繰延税金資産		176,613	
(4)長期前払費用		49,761	
固定資産計			552,711
資産合計			6,963,912

当中間会計期間 (2024年9月30日現在) 注記 内訳 金額 (千円) (負債の部) 添動負債
区分 注記 番号 内訳 (千円) (負債の部) 流動負債 1.預り金 59. 2.未払金 304,21 (1)未払収益分配金 2,477 (2)未払償還金 2 (3)未払手数料 255,293 (4)その他未払金 46,444 3.未払費用 401,96 4.未払法人税等 13,66 5.未払消費税等 2 6.賞与引当金 139,22 7.役員賞与引当金 4,500 流動負債計 906,52
(手円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千
流動負債 1.預り金 59. 2.未払金 304,21 (1)未払収益分配金 2,477 (2)未払償還金 2 (3)未払手数料 255,293 (4)その他未払金 46,444 3.未払費用 401,96 4.未払法人税等 13,66 5.未払消費税等 2 6.賞与引当金 4,50 流動負債計 906,52
1.預り金 59-2 2.未払金 304,21 (1)未払収益分配金 2,477 (2)未払償還金 2 (3)未払手数料 255,293 (4)その他未払金 46,444 3.未払費用 401,96 4.未払法人税等 13,66 5.未払消費税等 2 6.賞与引当金 139,22 7.役員賞与引当金 4,50 流動負債計 906,52
2 . 未払金 304,217 (1)未払収益分配金 2,477 (2)未払償還金 2 (3)未払手数料 255,293 (4)その他未払金 46,444 3 . 未払費用 401,96 4 . 未払法人税等 13,66 5 . 未払消費税等 2 6 . 賞与引当金 4,50 流動負債計 906,52
(1)未払収益分配金 2,477 (2)未払償還金 2 (3)未払手数料 255,293 (4)その他未払金 46,444 3.未払費用 401,96 4.未払法人税等 13,66 5.未払消費税等 2 6.賞与引当金 139,22 7.役員賞与引当金 4,500 流動負債計 906,52
(2)未払償還金2(3)未払手数料255,293(4)その他未払金46,4443.未払費用401,9634.未払法人税等13,6645.未払消費税等26.賞与引当金139,2267.役員賞与引当金4,500流動負債計906,52
(3)未払手数料255,293(4)その他未払金46,4443.未払費用401,9624.未払法人税等13,6665.未払消費税等26.賞与引当金139,2267.役員賞与引当金4,500流動負債計906,52
(4) その他未払金 46,444 3.未払費用 401,963 4.未払法人税等 13,664 5.未払消費税等 2 6.賞与引当金 139,224 7.役員賞与引当金 4,500 流動負債計 906,52
3 . 未払費用 4 . 未払法人税等 5 . 未払消費税等 6 . 賞与引当金 7 . 役員賞与引当金 流動負債計
4 . 未払法人税等 5 . 未払消費税等 2 42,35566
5 . 未払消費税等 2 42,35 6 . 賞与引当金 139,22 7 . 役員賞与引当金 4,50 流動負債計 906,52
6 . 賞与引当金 7 . 役員賞与引当金 流動負債計 139,220 4,500
7. 役員賞与引当金 4,500
流動負債計 906,52
固定負債
1 . 退職給付引当金 459,40-
2.役員退職慰労引当金 10,979
固定負債計 470,379
負債合計 1,376,900
(純資産の部)
株主資本
1. 資本金 1,100,000
2 . 資本剰余金 277,66
(1)資本準備金 277,667
3.利益剰余金 4,192,604
(1)利益準備金 175,000
(2)その他利益剰余金
別途積立金 3,137,790
繰越利益剰余金 879,813
株主資本計 5,570,275
・ 評価・換算差額等
1 . その他有価証券評価差額金 16,74
評価・換算差額等計 16,74
純資産合計 5,587,012
負債·純資産合計 6,963,912

(2)中間損益計算書

2)中間損益計算書		当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		
区分	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	
営業収益				
1.委託者報酬			1,992,396	
2.運用受託報酬			737,418	
3.投資助言報酬			5,010	
4 . その他営業収益			15,359	
営業収益計			2,750,183	
営業費用				
1.支払手数料			706,132	
2 . 広告宣伝費			834	
3 . 調査費			723,366	
(1)調査費		37,044		
(2)委託調査費		444,107		
(3)情報機器関連費		241,757		
(4)図書費		456		
4 . 委託計算費			102,035	
5 . 営業雑経費			44,394	
(1)通信費		3,731		
(2)印刷費		35,168		
(3)協会費		2,822		
(4)諸会費		2,671		
営業費用計			1,576,764	
一般管理費				
1 . 給料			621,720	
(1)役員報酬		25,206		
(2)給料・手当		587,304		
(3)賞与		9,209		
2.法定福利費			104,188	
3.退職金			1,209	
4 . 福利厚生費			2,235	
5.交際費			164	
6 . 旅費交通費			3,475	
7.事務委託費			48,276	
8.租税公課			36,605	
9.不動産賃借料			82,739	
10.退職給付費用			31,407	
11.役員退職慰労引当金繰入			1,350	
12.賞与引当金繰入			139,226	
13. 役員賞与引当金繰入			4,500	
14.固定資産減価償却費	1		20,619	
15.諸経費			26,679	
一般管理費計			1,124,398	
営業利益			49,020	

		有価証券報告書(内国投			
		当中間会計期間			
		(自 2024年4月1日			
		至 2024	年9月30日)		
区分	注記	内訳	金額		
= 73	番号	(千円)	(千円)		
営業外収益					
1 . 受取配当金			981		
2.受取利息			307		
3.雑収入			227		
営業外収益計			1,517		
営業外費用					
1 . 為替差損			3,297		
2.雑損失			480		
営業外費用計			3,778		
経常利益			46,758		
特別利益					
1 . 投資有価証券売却益			277		
特別利益計			277		
特別損失					
1.投資有価証券評価損			2,153		
2 . 投資有価証券売却損			17		
特別損失計			2,170		
税引前中間純利益			44,865		
法人税、住民税及び事業税			9,542		
法人税等調整額			22,409		
中間純利益			31,997		

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

			株	Ė	Ξ	資	本	
		資本乗	11余金		利 益	剰 余	金	
	資本金	資本	資本	利益	その他和	川益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本
	~	準備金	剰余金 合計	準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		合計
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274
当中間期変動額								
中間純利益						31,997	31,997	31,997
株主資本以外 の項目の当中 間期 変動額(純 額)								
当中間期 変動額合計	-	-	-	-	-	31,997	31,997	31,997
当中間期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	879,813	4,192,604	5,570,272

	評価・換	純資産	
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	合計
当期首残高	11,234	11,234	5,549,509
当中間期変動額			
中間純利益			31,997
株主資本以外の項目の 当中間期 変動額(純額)	5,505	5,505	5,505
当中間期 変動額合計	5,505	5,505	37,503
当中間期末残高	16,740	16,740	5,587,012

重要な会計方針

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日 以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物3~50年器具備品2~15年その他8年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3 . 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当中間期間末要支 給額を計上しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間期間末要支給額を計上しております。

EDINET提出書類 T & D アセットマネジメント株式会社(E11764) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

4. 収益及び費用の計上基準

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資 信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として 認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資 一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過 に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

丁川貝川人	当黑仪国际人					
	当中間会計期間 (2024年9月30日)					
	1	有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。				
	建物	85,456千円				
	器具備品	134,885千円				
	その他	838千円				
	2	消費税等の取扱い				
	仮払消費税等	及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。				

(中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1	固定資産の減価償却実施額は次のとおりであります。
有形固定資産	10,458千円
無形固定資産	10,160千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	1,082	-	-	1,082

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

市場価格のない株式等は、次表に含めておりません((注1)参照)。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	48,820	48,820	-
資産計	48,820	48,820	-

(注1)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「その他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	
非上場株式	30,200	
合計	30,200	

2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象 となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイン

プットを用いて算定した時価

レベル3 の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)2024年9月30日における時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
投資有価証券					
その他有価証券	-	48,820	-	48,820	
資産計	-	48,820	-	48,820	

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間(2024年9月30日)

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取	(1) その他	44,829	20,697	24,131
得原価を超えるもの	小計	44,829	20,697	24,131
中間貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの	(1) その他	3,991	3,994	2
	小計	3,991	3,994	2
合計		48,820	24,692	24,128

2. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、投資有価証券について2,153千円 (その他有価証券の投資信託2,153千円)減損処理を行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1 . 委託者報酬 2 . 運用受託報酬 3 . 投資助言報酬 4 . その他営業収益	1,992,396 737,418 5,010 15,359
合計	2,750,183

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	
大同生命保険株式会社	403,590	

(1株当たり情報)

が当たり情報が	
当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	5,161円21銭
1株当たり中間純利益	29円55銭
1株当たり中間純利益算定上の基礎	
中間純利益(千円)	31,997
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	31,997
普通株主の期中平均株式数(千株)	1,082

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

- 1.自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- 2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- 3.通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 4.委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 5.上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

- ・資本金の額 324,279百万円(2024年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信 託業務を営んでいます。
- <信託事務の一部委託先>

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

- ・資本金の額 10,000百万円 (2024年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信 託業務を営んでいます。

(2)販売会社

野村證券株式会社

- ・資本金の額 10,000百万円 (2024年3月末日現在)
- ・事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a.信託財産の保管・管理・計算
- b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a . 受益権の募集・販売の取扱い
- b. 受益権の換金(解約)申込の取扱い
- c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- d . 目論見書、運用報告書の交付等

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

2025年2月末日現在、該当事項はありません。

EDINET提出書類 T & D アセットマネジメント株式会社(E11764) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第3【参考情報】

当計算期間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。 2024年10月23日 半期報告書

独立監査人の監査報告書

2024年6月4日

T&Dアセットマネジメント株式会社取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

44木 则大

指定有限責任社員

業務執行計員

公認会計士

福村 寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT&Dアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T&Dアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人 は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他 の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した と判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す ると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月3日

T&Dアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

福村 寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ホールディングス社債/システマティック・グローバル・マクロ戦略ファンド2401の2024年1月29日から2025年1月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ホールディングス社債/システマティック・グローバル・マクロ戦略ファンド2401の2025年1月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な 不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関 する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来 の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並び に財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月2日

T&Dアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員 指定有限責任社員

指足有限負任社員 業務執行社員 公認会計士

福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT&Dアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第45期事業年度の中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T&Dアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務 諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の 作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成 及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているか どうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。